

### 改訂版完成 守口文化財ガイドマップ

問 生涯学習・スポーツ振興課 TEL 06-6995-3158

市民の皆さんに市内の歴史や文化財により親しんでもらうために、新たな文化財や史跡散策コースを盛り込み「守口文化財ガイドマップ」を改訂しました。

本ガイドマップの改訂に合わせて、史跡や文化財などを見ながら気軽に散策してもらえるよう、7種類の史跡散策コースごとに作成した「もりぐち ぶらり歩きマップ」も今年度中に完成予定です。お楽しみに！

「守口文化財ガイドマップ」は市役所5階生涯学習・スポーツ振興課、市立図書館内の郷土資料展示室で配布しています。



### 2月7日 北方領土の日

問 市長室 TEL 06-6992-1302

1855年2月7日に日本とロシアの間で日魯通好条約が調印され、北方領土(歯舞群島、色丹島、国後島、えとろふとう、択捉島の北方四島)は日本の領土であることが確認されました。

北方領土問題に対する国民の関心と理解をさらに深め、北方領土返還要求運動の全国的な盛り上げを図るため、政府は1981年(昭和56年)の閣議了解により、毎年2月7日を「北方領土の日」と決めました。

#### 北方領土問題広報・啓発パネルを展示

北方領土は、我が国固有の領土です。しかし、現在もロシアによる法的根拠のない占拠が続いています。

市では、北方領土の早期返還の実現に向け市民の皆さんの理解を深めるため、北方領土問題に関する広報・啓発パネルを展示します。

時 2月1日(火)～14日(月)

場 市役所1階正面玄関ロビー



### 令和3年12月20日 たき公園がオープン

問 道路公園課 TEL 06-6992-1702

旧さつき小学校跡地を活用した新規整備の公園です。ボール遊びができる広場を設け、北側は隣接する西部コミュニティセンターレクリエーションホールと一体利用を考え、行き来しやすいように整備しました。

災害発生時には、一時避難場所として活用します。

場 文園町13番地の5



### ～語り合い・ふれあい・助けあい～ さんあい広場

問 高齢介護課 TEL 06-6992-1610

市は、高齢者をはじめとした地域の人が気軽に楽しいひとときを過ごせる場所「さんあい広場」を「さた」「とうだ」「かすが」「さくら」「きんだ」の市内5カ所で実施しています。

#### ■ニューオープン

##### さんあい広場「きんだ」

令和2年7月に新たに金田小学校内にオープンしました。コロナ対策を行いながら、ご当地体操のカラコ体操、手芸教室などさまざまな活動を行い、子どもたちに負けず劣らずの元気があふれています。

さんあい広場で活動される高坂さんは「始まったばかりで、まだまだこれからです。気になる活動には気軽に参加してください。また、一緒に盛り上げてくれる人も大歓迎です!」とおっしゃっています。



##### さんあい広場「さくら」

さくら小学校の開校とあわせて、さくら小学校内にオープンしました。

市は、さらにさんあい広場を充実させ、高齢者の生きがいと健康づくりを支援するとともに、社会参加の場の提供に努めます。ぜひ利用してください。



### お知らせ

#### 個人市民税・府民税の 申告はお早めに

個人市民税・府民税(以下「個人住民税」)の申告は、3月15日(火)までです。令和4年1月1日に守口市に居住している人は、個人住民税の申告が必要です。

ただし、税務署へ確定申告書を提出する人や勤務先で年末調整をした人(給与以外の所得がない場合)は、個人住民税の申告は必要ありません。年金受給者は、確定申告や個人住民税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは問い合わせください。例えば、国民健康保険料を年金からの天引き以外に、別途、納付書で納付した場合、社会保険料控除の追加申告が必要となります。

また、令和3年中に無収入の人や、収入があっても個人住民税が非課税となる人は申告不要ですが、課税証明書が必要な場合には、個人住民税の申告書を提出してください。

個人住民税の申告の受け付けを次の通り行います。郵送でも申告できますので、申告書に必要事項を記入の上、収入および所得控除を証明する資料を同封して、課税課市民税担当へ送付してください。

時 2月4日(金)～3月15日(火)

午前9時～午後5時30分  
申告に必要なもの

▽個人住民税の申告書  
▽収入を証明する書類(給与や公的年金などの源泉徴収票や、収入内訳書など)

▽所得控除を証明する書類(社会保険料の支払証明や、生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書など)

▽個人番号の確認および本人確認ができるもの  
・個人番号確認書類(いずれか1点の提示)  
個人番号カード、通知カード(住民票上の氏名、住所などが記載されるもの)、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書  
・本人確認書類(①、②どちらか1点または③のうち2点の提示)  
①個人番号カード

②顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、学生証など)  
顔写真の無い身分証明書(保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書)

注 昨年個人住民税の申告をしている人に、2月初旬ごろに申告書を送付します。新たに個人住民税の申告書が必要な人は、課税課市民税担当へ連絡してください。  
サービスコーナーや各コミュニティセンター(南部・東部・庭窪)で出張申

#### 給与支払報告書などの提出は お済みですか

告は行っておりません。なお、所得税の確定申告や還付申告は、市役所では受け付けできません。

問 課税課・市民税担当  
TEL 06-6992-1456

#### 軽自動車税(種別割)減免制度

身体障がい者手帳などをお持ちの人が所有または利用する車両は、一定の基準で軽自動車税(種別割)の減免を受けられる場合があります。申請時の必要書類などについては、問い合わせください。

減免申請期間 2月1日(火)～5月31日(火)

注 減免を受けるには毎年度申請が必要  
減免申請後4月1日までに他市へ転

#### ご存じですか 固定資産税・都市計画税 ～不動産を売却したとき～

出した場合、守口市での減免を受けることができませぬ。新住所地所管の市町村、近畿運輸局大阪運輸支局、軽自動車検査協会などでの住所変更の手続きを4月1日(金)までに行ってください。

問 課税課・税政担当  
TEL 06-6992-1458

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)という現在に、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人に課税されます。従って、1月2日以降に売買などで所有権を移転した場合も、1月1日現在の所有者が納税義務者です(建物を取り壊された場合も同様)。不動産の売買契約の際に、固定資産税の一部を売主が負担する旨の契約を結ぶことができますが、これはあくまでもその売買契約に基づくもので、固定資産税の課税とは関係ありません。

このような契約に関連して、「固定資産税はいつからいつまでの税金なのか」という質問を受けることがあります。固定資産税にはそういった規定はありません。

問 課税課・資産税担当  
TEL 06-6992-1474